

第2次白石町 男女共同参画推進プラン DV被害者支援基本計画

《女性の力を活かして元気なまち》



佐賀県白石町

平成27年6月

あいさつ

近年では、少子高齢化の進行による人口減少、情報化の進展など社会情勢は急激に変化しております。また、未婚・晩婚化の進行による家族形態の変化や男女の生き方の多様化が進む中において、全国的にも少子化が大きな社会問題となっているところです。国においては、「日本再興戦略」を閣議決定され、女性の活躍促進を「成長戦略の中核」と位置付けられました。また、政策・方針決定過程への女性の参画拡大については、指導的地位に占める女性の割合を平成32年（2020年）までに30%程度とすることを目標とし、その達成に向けて取り組んでいくこととされたところです。

白石町では、平成27年3月に「第二次白石町総合計画」の策定に合わせて、このたび第2次「白石町男女共同参画プラン基本計画」及び「白石町DV被害者支援基本計画」を策定いたしました。女性の活躍を一層促進しながら、よりよい男女共同参画社会の実現と人権の擁護の取り組みをより一層確実なものとするため、町はもとより町民の皆さま一人一人と共に推進していきます。

平成27年6月

白石町長 田 島 健 一



－ 目 次 －

第1章 第2次白石町男女共同参画プラン・・・P1

I 体系図・・・・・・・・・・P2

II 具体的取り組み・・・・・・・・・・P3

第2章 第2次白石町DV被害者支援基本計画・P15

I 体系図・・・・・・・・・・P16

II 具体的取り組み・・・・・・・・・・P17

参考資料 P26～

《第1章》第2次白石町男女共同参画推進プラン

白石町では、「男女共同参画社会基本法」及び「第2次白石町総合計画」に基づき、「第2次白石町男女共同参画推進プラン」を策定しました。このプランは、男女が互いに人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために推進していく施策の指針として定めるものとします。なお、「第1次白石町男女共同参画推進プラン」の基本的な考え方を継承するとともに、法令、県条例等との整合性を図りながら、実行性のあるプランとしました。

また、このプランの期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、社会状況の変化を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

《基本理念》

「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念を基に、あらゆる施策に反映させることができるよう推進します。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動との両立
- ⑤ 国際的協調

《プランの目標》

- ① 人権尊重と男女共同参画の意識づくり
- ② 仕事と経営における女性参画の推進
- ③ 男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり
- ④ 調和のとれた男女共同参画社会づくり



I 体系図

男女共同参画社会の実現 《女性の力を活かして元気なまち》

目標

1
人権尊重と男女共同参画の意識づくり

2
仕事と経営における女性参画の推進

3
男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり

4
調和のとれた男女共同参画社会づくり

基本施策

- ① 家庭生活における意識高揚
- ② 学校等における男女共同参画に関する教育の充実
- ③ 生涯学習における男女共同参画の推進
- ④ 地域活動への参加促進

- ① 雇用の場における男女共同参画の推進
- ② 男女が共に働きやすい環境整備
- ③ 経営への女性参画の推進と自営業などにおける男女共同参画の推進

- ① 男女の生涯にわたる心と体の健康づくり
- ② 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 男女が安全で安心して暮らせる地域づくり

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ② 国際化に対応した男女共同参画社会づくり

具体的施策

- ・男性の家庭生活への参加促進
- ・教育の場における意識の形成
- ・人権の視点に立った事業の推進

- ・ワークライフバランスの推進
- ・経営や方針決定の場への女性参画の推進
- ・家族経営協定推進
- ・6次産業化への女性活躍の場の推進

- ・結婚・妊娠・出産に関する支援
- ・高齢者・障害者が社会参加できる環境づくり
- ・防災分野における女性の参画促進

- ・審議会等への男女共同参画の推進
- ・推進団体の支援育成
- ・国際理解のための学習機会の充実

Ⅱ 具体的取り組み

《基本目標1》 人権尊重と男女共同参画の意識づくり

【現状と課題】

男女共同参画社会づくりは、非常に広範囲に及んでいます。行政の推進活動による環境の整備や制度確立だけでなく、町民一人ひとりの意識改革や行動が伴ってこそ実現されるものです。しかし、男女共同参画というと、男性が家事や育児に協力すること、女性が男性と同等に働くことなどと表面的に受け止められている傾向が未だにあります。

男女共同参画社会の実現に向け、お互いの人権を尊重し、これまでの慣習や社会制度にとらわれることのない意識づくり、だれもが暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要となっています。

これらの課題を解決するため、「基本目標1」では次の4つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 家庭生活における男女共同参画意識の高揚
- ② 学校等における男女共同参画に関する教育の充実
- ③ 生涯学習（社会教育）における男女共同参画の推進
- ④ 地域活動への参加促進と男女共同参画意識の高揚



【基本施策① 家庭生活における男女共同参画意識の高揚】

具体的施策	所管課
(1) 性別役割分担意識の改革 町の広報媒体（町報、ホームページ）等を活用し、家事・育児・介護等に対して、男女が協働し責任を分かち合う意識の啓発を行います。また、男女の役割の固定化や不平等につながる表現等に十分配慮し、男女平等・人権尊重の視点に立った表現に努めます。 	総務課 企画財政課
(2) 男性の家庭生活への参加促進 家事、育児をともに担うために、男性の家事エンパワーメントとしての料理教室や父親の育児参加の推進を行います。 	保健福祉課
(3) 男女共同参画推進のための学習機会の提供 男女共同参画の推進に関する講演会やセミナー等を企画します。	企画財政課

【基本施策② 学校等における男女共同参画に関する教育の充実】

具体的施策	所管課
(1) 教育の場における男女共同参画意識の形成 両親による保育参観、授業参観の推進をし、家庭や保育・教育の場における男女共同参画意識の形成を図ります。 	保健福祉課 学校教育課
(2) 性別にとらわれない職業選択 職業体験の実施と個人の能力や適正に応じ、性別にとらわれない進路指導を実施します。 	学校教育課
(3) 保育士や教職員の男女共同参画意識の啓発 男女共同参画啓発の講演会やセミナーへの参加を推進し、男女平等教育のための教育関係者の意識の啓発を行います。	保健福祉課 学校教育課
(4) いのちを大切にする教育の充実 性教育の計画的な実施、道徳教育の充実、保育体験の実施など人権・生命の尊重に基づいた性教育・健康教育の推進を行います。	保健福祉課 学校教育課

【基本施策③ 生涯学習（社会教育）における男女共同参画の推進】

具体的施策	所管課
（１）人権や男女共同参画の視点に立った事業の推進 生涯学習等の推進については、人権の尊重と男女共同参画の視点に配慮し、性別や民族・国籍に関係なく、お互いを認め合う意識の形成を図ります。	生涯学習課
（２）男女共同参画の学習機会の提供 国・県等の主催で開催される男女共同参画に関連のある講演会やセミナー等への参加を推進します。 	企画財政課

【基本施策④ 地域活動への参加促進と男女共同参画意識の高揚】

具体的施策	所管課
（１）地域活動の場における男女共同参画の促進 出前講座を利用し地域行事での性別による役割分担の見直しに関する啓発、地域リーダーへの意識啓発を行います。	企画財政課
（２）意思決定の場への女性参画の促進 地区の役員等選出に対する男女の意識改革の推進し、性別にこだわらない選任を促進します。 	総務課 企画財政課

《基本目標2》 仕事と経営における男女参画の推進

【現状と課題】

社会環境が急激に変化する中、個々の個性や能力を発揮し、家庭生活や地域活動に積極的に参画できる社会の形成が大切になっています。

就労の場においては、法制度の整備が進み、女性の社会進出が進んでいるといわれていますが、雇用形態を見ると近年、非正規職員化が急速に進み、特に賃金面については、依然として大きな男女間格差が存在するなど、実際には男女の均等な雇用機会と待遇が十分確保されていない状況にあります。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントの防止対策と相談体制の整備など、雇用管理の改善も必要となっています。

近年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を強く推進されていますが、必ずしも認知・理解が進んでいるとはいえません。

このような状況から、雇用機会の均等が確保され、女性の能力が十分発揮できる働きやすい職場にするためには、企業に対して雇用形態や職場における男女間の差別的慣行を見直すよう働きかけ、啓発に努めていくことが必要であります。

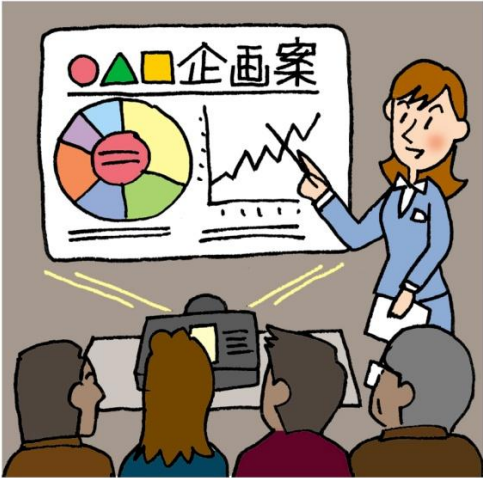
この問題を解決するため、「基本目標2」では次の3つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 雇用の場における男女共同参画の推進
- ② 男女が共に働きやすい環境の整備
- ③ 経営への女性参画の推進と自営業などにおける男女共同参画の推進



【基本施策① 雇用の場における男女共同参画の推進】

具体的施策	所管課
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の観点から、長時間労働の見直しや育児休業・介護休業など、休暇が取りやすい職場環境と労働時間短縮の促進に向けて、特定事業主行動計画を策定し、職場においてその能力を十分発揮できるよう支援します。また、町内企業への働きかけを促進します。 	総務課 産業課
(2) 女性の就労・能力開発のための支援 女性の能力開化のための、学習機会や情報を提供します。 また、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力に応じた職員配置、女性の管理職登用に努めます。 	総務課 企画財政課

【基本施策② 男女が共に働きやすい環境整備】

具体的施策	所管課
（１）企業へ情報の提供など啓発活動 町内企業に対し、職場における固定的な性別役割分担意識の解消への啓発や男性職員の育児休業が図られるよう、広報媒体（町報、ホームページ）などを活用し、普及・啓発に努めます。	総務課 企画財政課
（２）職場における暴力の根絶 広報媒体（町報、ホームページ）やパンフレット等を活用し、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどの防止に向けた啓発活動を行います。また、対応策や相談窓口についての情報提供などに努めます。	総務課 企画財政課

【基本施策③ 経営への女性参画の推進と自営業などにおける男女共同参画の推進】

具体的施策	所管課
（１）農林漁業及び商工業など自営業における女性参画の推進 女性の農林漁業・商工業の経営への主体的参画と職業能力の向上のための研修会などへ参加するよう推進し、女性リーダーや女性起業家の更なる育成に努めます。6次産業化の推進、地域産品普及においても、地域おこし協力隊などに積極的に女性を活用するよう努めます。	産業課
（２）「家族経営協定」締結等の推進 農業の家族従事者の労働条件が改善されるよう「家族経営協定」の締結を推進します。 	産業課 農業委員会

《基本目標3》 男女が共に健康で安心して暮らせるまちづくり

【現状と課題】

白石町においても、少子高齢化が急速に進んでおります。女性も男性も、それぞれの特質を理解し、思いやりをもって生活することは、男女共同参画社会実現にあたっての重要目標のひとつです。

特に女性は、身体的に子どもを産むための機能を有しており、次世代へ生命を引き継ぐ大事な役割であることを、お互いが共に理解することが肝要です。これからは結婚・妊娠・出産についての支援に力を入れていくべきです。

生涯を通じて男女特有の疾病など健康上の問題に直面することもあり、適切な医療保健体制と心身の健康の保持・増進に努めるべきです。生涯健康に暮らしていくためには、自分の健康状態の把握と健康管理意識が必要です。また、男女がいきいきとして暮らせるよう主体的な取組とともに支援体制の整備や健康増進に向けた施策を充実させることが必要です。

また、次世代を担う若年層への性、薬物乱用、飲酒、喫煙や食生活に関する正しい知識の普及も大切です。

その他、自然災害等の被災者支援のあり方を検討すべきです。全国的にも自然災害が多発しているなかで、被災者のストレスが増え、被災者支援のあり方が問題になりました。なかでも女性被災者への女性の行政・ボランティア支援が少なかったこと、また、男女のニーズの違いを把握しないで応急、復旧、復興対策等が行われたこと等の問題等がありました。男女共同参画の視点にたった防災・災害復興対策が必要です。また、男女が共に防災及び災害復興支援のために力を発揮できるような対応策が望まれます。

これらの課題を解決するため、「基本目標3」では次の3つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 男女の生涯にわたる心と体の健康づくり
- ② 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり
- ③ 男女が安全で安心して暮らせる地域づくり



【基本施策① 男女の生涯にわたる心と体の健康づくり】

具体的施策	所管課
(1) 母性への理解と意識啓発 思春期教室の実施や妊娠ステージに応じた保健指導など、女性の「産む性」への理解と、出産への対等な意識啓発を行います。	学校教育課 保健福祉課
(2) 男女のライフステージに対応した健康支援 男女の心身の発達に応じた保健対策の強化と啓発活動の推進と心と心身の健康相談・食生活指導の充実を図ります。	保健福祉課
(3) 文化・スポーツの推進による心身の健康づくり 男女が共に参加しやすい文化、スポーツ教室・大会の実施による心身の健康づくりの推進を行います。	生涯学習課
(4) 結婚活動の支援 婚活センターを設置し、結婚希望者に対する相談体制を充実していきます。佐賀県しあわせ（418）いっぱいプロジェクト事業とも協働しながら、幸せな家庭づくりを推進します。 	企画財政課

【基本施策② 高齢者・障害者が安心して暮らせる環境づくり】

具体的施策	所管課
(1) 高齢者・障害者が社会参加できる環境づくり 高齢者・障害者が地域の中で、男女格差なく、いきいきと社会参画し活動できる環境づくりを推進します。	長寿社会課
(2) 高齢者・障害者の能力活用とグループの活動支援 老人クラブ連合会と障害者支援団体の活動支援を行い、高齢者・障害者の能力を十分に活用できるよう推進します。	長寿社会課

【基本施策③ 男女が安全で安心して暮らせる地域づくり】

具体的施策	所管課
(1) 暴力根絶のための環境づくり ドメスティック・バイオレンス（DV）防止、高齢者虐待防止及び児童虐待防止に関する町民への啓発を推進し、性的嫌がらせ（セクシュアル・ハラスメント）やあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を行います。また、高齢者虐待防止や児童虐待防止については、家族や関係機関のネットワークづくりを推進します。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課
(2) 防災分野における男女共同参画の推進 女性で組織する防火クラブの活動支援や女性消防団員の活動を推進します。また、町民に対する防災意識の普及啓発、防災学習を推進し、女性の視点を取り入れた防災体制を確立します。 	総務課
(3) 相談体制の充実 高齢者や障害者自立支援のための地域生活支援事業での相談支援の充実を図ります。また、佐賀県 DV 総合対策センターの周知、役場での女性総合相談の継続により、DV被害者への相談体制の充実を図ります。	企画財政課 長寿社会課
(4) 子どもの安全への取り組みの推進 児童の安全を守るために、地域の老人クラブ等による登下校の見守り活動の推進や白石町青少年育成町民会議、PTA、地域ボランティアによる安全巡回を推進します。 	学校教育課 生涯学習課

《基本目標4》調和のとれた男女共同参画社会づくり

【現状と課題】

白石町のいろいろな方針の立案及び決定の場で、男女が共に考え共に決定することで、新しい視点や生活者の視点などが提起され、様々な人の立場を考慮した立案・実施が可能になります。女性が政策・方針決定に参画するためには、男女の公平な登用の促進と同時に、女性自身の意識の向上や学習推進のため、女性のリーダーの養成も必要です。

また、町議会議員など政策方針決定過程の場にいる人たちや町民の男女共同参画に関する認識を深めてもらうとともに、男女共同参画を推進する人材の育成を図ることが大切です。

国においては、指導的地位に占める女性の割合を 2020 年までに 30%程度にすると目標を掲げられ、女性の活躍を推進していくこととされています。

男女共同参画社会づくりの推進には、世界の国々と比較して、自分たちの状況を見直すなど、広い視点や多様な価値観をもつ事も大切です。白石町でも外国人居住者・外国人労働者も増え、身近なところでの国際化は進んでいます。幼少期から世界の多様な文化や価値観にふれることは、感性を育み豊かな個性や人間性を築く土台となります。そのような豊かな人間性をもつことは、男女共同参画社会についての考えを深め、社会で多様な個性や能力を存分に発揮することにつながっていくに違いありません。

国際的な交流や町内に住んでいる外国人との親睦を深め、文化の交流、助け合いなど広い視野をもつことも大切です

これらの課題を解決するため、「基本目標4」では次の2つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- ② 国際化に対応した男女共同参画社会づくり



【基本施策① 政策・方針決定過程への女性の参画推進】

具体的施策	所管課
(1) 審議会等への男女共同参画の推進 女性委員のいない審議会・委員会等を解消するために委員改選時に女性参画を促進し、積極的な登用を推進します。	企画財政課
(2) 能力開発のための学習機会の充実 県などが実施する女性リーダー育成の研修会へ男女共同参画を推進する女性の派遣や情報提供を行います。	総務課 企画財政課
(3) 男女共同参画社会づくりを推進する団体への支援 男女共同参画を推進する団体の育成と財政面などの支援を行い、各分野における女性の活躍を推進します。	企画財政課

【基本施策② 国際化に対応した男女共同参画社会づくり】

具体的施策	所管課
(1) 国際理解のための学習機会の充実 幼少期から外国の多様な文化や言葉、価値観にふれることができるよう、ALT を保育園、認定こども園、小学校へ派遣し、豊かな感性を築くことができるようにします。 外国語教育を小学校低学年から実施ができるよう推進し、国際化に対応できる人材育成に努めます。	企画財政課 学校教育課
(2) 国際交流・協力の推進 町内在住の外国人と町民の交流を促進し、外国人への理解を深めるよう努めます。	企画財政課



《第2章》 第2次白石町DV被害者支援基本計画

白石町においては、「第2次男女共同参画推進プラン」を策定し、男女共同参画を推進する中で、配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援を総合的・計画的に推進するために、「第2次白石町DV被害者支援基本計画」を策定しました。この計画に基づき総合的かつ計画的にDV対策の充実、強化を図るものであります。町民には、この計画の推進についての理解と協力を期待するものです。

国においては、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が平成13年4月に公布、平成14年4月から全面施行されました。その後、平成16年12月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。さらに、平成20年1月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が施行され、市町村においても、基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して、基本計画の策定に努めることとされました。

については、「第一次白石町DV被害者支援基本計画」の基本的な考え方を継承するとともに、関係法令、県計画等との整合性を図りながら策定しました。この計画の期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。ただし、社会状況の変化等を考慮し、必要があれば内容の見直しを行います。

《基本理念》

「男女がお互い認め合い、安心して暮らせる社会の実現」を基本理念とし、あらゆる施策に反映させることができるよう推進します。

《基本目標》

- ① 暴力を許さない環境づくり
- ② 安心して相談できる体制づくり
- ③ 保護及び安全体制づくり
- ④ 自立支援の体制づくり

I 体系図

男女がお互い認め合い、安心して暮らせる社会の実現

基本目標

1

暴力を許さない環境づくり

2

安心して相談できる体制づくり

3

保護及び安全体制づくり

4

自立支援の体制づくり

基本施策

- ① 広報・啓発推進
- ② 若い世代に対するDV防止の推進
- ③ 家庭から発生する虐待防止対策の推進
- ④ 町職員に対する意識啓発の実施

- ① 総合相談窓口の周知と相談員の育成
- ② 各部署との連携
- ③ 関係機関との連携
- ④ 苦情処理の対応

- ① 被害者の通報の通知や適切な情報提供
- ② 被害者の安全確保と一時保護の実施
- ③ 個人情報保護の徹底
- ④ 加害者への対応体制の整備

- ① 被害者の生活支援
- ② 被害者の住宅支援
- ③ DV家庭の子どもへの支援

具体的施策

- ・ 広報誌、ホームページ等による広報
- ・ 出前講座の実施
- ・ 町職員研修

- ・ 民生・児童委員、等と連携
- ・ 相談窓口の周知
- ・ 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ・ 窓口担当者等に対する定期的な研修の実施
- ・ 厳格な情報管理体制の整備

- ・ 町営住宅へのDV被害者の優先入居
- ・ 母子家庭等の生活支援策の活用

Ⅱ 具体的取り組み

《基本目標1》 暴力を許さない環境づくり

【現状と課題】

平成26年度の佐賀県DV総合対策センターにおけるDV相談件数は1,020件でありました。被害者を年齢別にみると「30歳代」が33%と最も多く、次いで「40歳代」が25%、「50歳代」が11%となっています。

DVを防止するためには、町民がDVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることを十分に認識し、自らが加害者や被害者にならないように努めることが重要です。そのため、様々な機会や手段を活用して町民への啓発を継続していく必要があります。

また、DV防止のためには、早期の啓発・教育が欠かせません。いわゆるデートDVのように、恋人同士など若者の間でもDVが起こることは様々な調査結果において指摘されています。若い世代がDVについての認識を深めることは、将来的に加害者や被害者の発生防止にもつながり、DV防止教育を推進することが重要です。

白石町では、人権が尊重され、基本的人権として侵しえないものであるという考え方、DVに対する正しい理解と認識を図るため、広く町民に対して普及啓発を実施します。個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識啓発活動を積極的に行います。

これらの問題を解決するため、「基本目標1」では次の4つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 広報・啓発推進
- ② 若い世代に対するDV防止の推進
- ③ 家庭から発生する虐待防止対策の推進
- ④ 町職員に対する意識啓発の推進



【基本施策① 広報・啓発推進】

具体的施策	所管課
(1) 町民へのDV防止に関する広報・啓発の推進 広報誌、ホームページ、チラシ等を活用し、広く町民に対して啓発を実施します。DVに対する正しい理解と認識を図るため、佐賀県配偶者暴力相談支援センターなどによる講座を計画します。 DV相談窓口を記載したカード等を町内公共施設に設置します。	総務課 企画財政課

【基本施策② 若い世代に対するDV防止の推進】

具体的施策	所管課
(1) 義務教育の場においてDV防止教育の推進 若い世代の被害者や加害者の発生を防止するため、DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、義務教育の場においてDV防止教育・啓発を実施します。	学校教育課
(2) 社会教育の場でDV防止教育の推進 DVや人権、男女平等に対する正しい理解を進めるため、社会教育の場においてDV防止教育・啓発を実施します。	生涯学習課

【基本施策③ 家庭から発生する虐待防止対策の推進】

具体的施策	所管課
(1) 家庭から発生する虐待防止対策の推進 福祉関係機関、民生委員児童委員との連携を図り、虐待の早期発見と防止対策を推進します。	保健福祉課 長寿社会課

【基本施策④ 町職員に対する意識啓発の推進】

具体的施策	所管課
(1) 町職員に対する意識啓発の推進 DVに対する正しい理解と認識を図るための研修を実施します。	総務課

あなたと私の 心とからだを 大切にするために

好きな人とあつきあいすることは
ステキなこと



だけど...



★こんな時は
一人で悩まないで
相談しよう ★



かけがえのない自分を大切にしよう
イヤなことはNO!と言ってもいいんだよ
傷ついても、人には回復するパワーがあるよ

デートDV防止ハンドブック

佐賀県DV総合対策センター
TEL 0952-28-1492
E-mail dv@avance.or.jp
URL <http://www.avance.or.jp/dv/dv.html>

寄贈：国際ソロプチミスト 佐賀フレンズ
認証10周年記念事業

原案：NPO法人DV防止ながさき

名前は言わなくていいよ
ひみつは守られるよ



県内のおもな相談先

配偶者暴力相談支援センター 毎日/8:30~22:00	0952-26-1212
配偶者暴力相談支援センター 火~土/9:00~21:00 日・祝日/9:00~16:30 月/休み(月曜日が祝日の場合はその翌日)	0952-26-0018
レディースステレフォン県警本部	0952-28-4187
佐賀市家庭児童相談室 月~金/8:30~17:00 土・日・祝日・年末年始/休み メール相談(24時間受付) E-mail kateijido@city.saga.lg.jp	0952-40-7254
鳥栖市女性総合相談窓口 月・水・木・金曜日の10:00~16:00	0942-85-3659
武雄市女性総合相談 月・木/9:00~16:00 ※第3月曜・祝日除く	0954-27-7001
嬉野市 女性・子ども家庭支援センター相談室 月~金/9:30~15:30 ※12:30~13:30は昼休	0954-42-3312
法務局 女性の権利ホットライン	0570-070-810
法務局 子ども権利110番	0120-007-110
特定非営利活動法人 被害者支援ネットワーク佐賀VOISS 月~金/10:00~17:00 水のみ/13:00~17:00	0952-33-2110

《基本目標2》 安心して相談できる体制づくり

【現状と課題】

平成26度の佐賀県DV総合対策センターにおけるDV相談件数のうち、白石町の住民からのDV相談も29件あったところです。白石町においても県立男女共同参画センターから専門相談員を派遣していただき、毎月第2金曜日に役場相談室で女性総合相談会を開催しているところです。しかしながら、町民と行政職員と知り合いが多いため、足を運びにくい現状もあるのではとも考えられます。

DVは家庭内で起こるために被害が潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、発見が遅れる要因となっています。一方、被害者は孤立している場合が多く、また自ら受けている暴力が重大な人権侵害であるという認識が乏しいために相談に至らない場合があります。DV被害が深刻化しないためには早期の発見と対応が重要であります。

DV防止法では、被害者を発見した者は、その旨を県配偶者暴力支援センターや警察官に通報するよう努めなければならないとされています。広く町民がDVに対する理解を深め、被害者を発見した場合には、直ちに通報できるよう周知を図っていくことが重要であります。

これらの問題を解決するため、「基本目標2」では次の4つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 総合相談窓口の周知と相談員の育成
- ② 各部署との連携
- ③ 関係機関との連携
- ④ 苦情処理の対応



【基本施策① 総合相談窓口の周知と相談員の育成】

具体的施策	所管課
（１）総合相談窓口の周知 DV被害が相談窓口の存在を知り、安心して相談できるように相談周知を図ります。	総務課 企画財政課
（２）相談員の育成 町でのワンストップサービスにつなげることができるよう、専門的知識を持つ職員の育成と配置を検討します。	総務課

【基本施策② 各部署との連携】

具体的施策	所管課
（１）各部署との連携 被害者に関係のある部署の担当者と連携をとり、県が作成した「DV被害者対応マニュアル」や「県内共通相談シート」等を活用することにより情報の共有化や二次被害の防止に努めます。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課

【基本施策③ 関係機関との連携】

具体的施策	所管課
（１）関係機関との連携 佐賀県配偶者暴力支援センター、福祉事務所、警察署、法務局など幅広い関係機関との連携を強化するように努めます。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課

【基本施策④ 苦情処理の対応】

具体的施策	所管課
（１）苦情処理の対応 被害者の支援に係る職員の職務の執行に関して、被害者からの苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申出人に対し、説明を行います。	関係各課

《基本目標3》 保護及び支援体制づくり

【現状と課題】

DVは、命に危険があるほどの暴力事例も多く見受けられます。また、子どもも危険にさらされている事例が多くなっています。そのため、DVによって避難した被害者やその子を探して加害者が行政窓口、学校に訪れる事例も発生してきています。

被害者の安全と安心の確保は、被害者支援の要です。被害者の支援は、幅広い分野にわたるため、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

そのためには、関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、情報交換から具体的事案に即した協議に至るまで、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

また、被害者からの相談の中で様々な関係機関における二次被害（被害者に対する不適切な対応によって被害者がさらに傷つくこと）の訴えがあり、二次被害を起こさない対応体制の整備が求められています。

これらの問題を解決するため、「基本目標3」では次の4つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 被害者の通報の周知や適切な情報提供
- ② 被害者の安全確保と一時保護の実施
- ③ 個人情報保護の徹底
- ④ 加害者への対応体制の整備



【基本施策① 被害者の通報の周知や適切な情報提供】

具体的施策	所管課
（１）被害者の通報の周知や適切な情報提供 DVに気づき、早期に被害者を発見し、適切な相談機関につないでもらうよう、通報の必要性等の啓発を行います。	企画財政課

【基本施策② 被害者の安全確保と一時保護の実施】

具体的施策	所管課
（１）被害者の安全確保と一時保護の実施 被害者が保護を求めた時点から、県内の一時保護施設に入所するまでの安全を確保する。被害者が安心して情報提供や支援と短期間に様々な手続きを適切に進めるために、同行支援を実施します。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課

【基本施策③ 個人情報保護の徹底】

具体的施策	所管課
（１）個人情報保護の徹底 被害者の住所の変更や町営住宅入居、生活保護や児童扶養手当、児童手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の生活資金や健康保険の取り扱い、各種証明書交付等について、関係窓口と連携を取り合って、情報が漏れないように配慮し、迅速な対応を行います。	住民課 保健福祉課 長寿社会課 建設課

【基本施策④ 加害者への対応体制の整備】

具体的施策	所管課
（１）加害者への対応体制の整備 被害者の緊急保護や一時保護、施設入所などの安全確保の際に、加害者が訪れて、危害を加えるおそれがある場合には、警察と連携して警戒措置を講ずるなどの体制の整備を推進します。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課

《基本目標4》 自立支援の体制づくり

【現状と課題】

DV被害からの回復や生活再建には長い時間がかかるため、DV被害の早期発見から被害者の自立まで、相互のきめ細かな連携により、被害者への支援が分断されないよう、また被害者の意思と選択が尊重されるような一貫し継続した支援を行う必要があります。

被害者が自立して生活しようとする際は、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、子どもの就学の問題等があり、課題解決に関わる関係機関等は多岐にわたります。被害者を物心両面から支え、継続した支援ができるよう関係機関との連携を進める必要があります。

このため、相談の段階から被害者が新たな生活を始めた後も、被害者は精神的に不安定な状態であることが多いため、個々の状況に応じたきめ細かな支援が求められます。

これらの問題を解決するため、「基本目標4」では次の3つの基本施策を掲げました。

基本施策

- ① 被害者の生活支援
- ② 被害者の住宅支援
- ③ 被害者の子どもへの支援

【基本施策① 被害者の生活支援】

具体的施策	所管課
（１）被害者の生活支援 被害者の生活保護の適用、母子生活支援施設、児童扶養手当、児童手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度などの手続きが円滑に行われるよう関係機関との連携を取り、情報提供や就業支援を行います。	企画財政課 保健福祉課 長寿社会課
（２）自立のための心とからだのケアの充実 心のケアが必要な被害者に対しては、医療機関や精神科医、カウンセラー等との連携に努め、町、保健福祉事務所の関係機関の連携による見守りや関わりなどの支援に努めます。	企画財政課 保健福祉課

【基本施策② 被害者の住宅支援】

具体的施策	所管課
（１）被害者の住宅支援 被害者の安全と生活自立のため町営住宅への優先入居の検討を進めていきます。	建設課

【基本施策③ DV家庭の子どもへの支援】

具体的施策	所管課
（１）被害者に同伴する子どもへの支援体制の整備 被害者や乳幼児を抱えている被害者に対して、健診や予防接種等が適切に受けられるよう、体制の整備を推進します。	保健福祉課
（２）子どもの就学・保育等の受入体制の整備 転入した被害者の子どもが、円滑に就学や保育ができるよう受入体制の整備を推進します。また、被害者の転出先や居住地等の情報を適切に管理する体制整備を推進します。	住民課 保健福祉課 学校教育課
（３）接近禁止命令への対応 被害者が子どもへの接近禁止命令の発令を申し出た場合、加害者が接近してきた場合の警察への通報など、適切な対応ができるよう学校や保育所等の関係機関との連携体制の整備を推進します。	企画財政課 保健福祉課 学校教育課



参考資料

1. 策定の経緯 P27
2. 白石町男女共同参画等に関する懇話会委員名簿 P28
3. 用語解説 P29
4. 相談機関 P31
5. 白石町男女共同参画等に関する懇話会設置要綱 P32
6. 男女共同参画社会基本法 P34
7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 P40

資料

1. 策定の経緯

期 日	内 容	
平成26年 5月27日	第1回白石町男女共同参画等に関する懇話会	・ 委嘱状交付 ・ 白石町男女共同参画プラン策定スケジュールについて
平成26年8月	町民アンケートの実施 【総合計画アンケートと同時】	・ 白石町在住の20歳以上の男女2000人を対象
平成26年9月25日	第2回白石町男女共同参画等に関する懇話会	・ 白石町男女共同参画プラン・DV被害者支援基本計画(案)について
平成26年11月1日	2014みらいネットのつどいin白石	・ アンケート分析結果発表 ・ 感謝のメッセージ発表 ・ 外国人から見た白石町
平成26年12月25日	第3回白石町男女共同参画等に関する懇話会	・ 町民アンケートの結果報告 ・ 女性活躍促進の意見聴集
平成27年1月23日	女性のための政策参画セミナー第1回開催	・ 世界の動きから探る女性の社会参画 【講師 宮地歌織さん】
平成27年1月31日	女性のための政策参画セミナー第2回開催	・ 私たちの思いが社会を変える 【講師 池田宏子さん】
平成27年3月26日	第4回白石町男女共同参画等に関する懇話会	・ 白石町男女共同参画プラン・DV被害者支援基本計画(案)について
平成27年6月24日	第5回白石町男女共同参画等に関する懇話会	・ 町長へ提出

2. 懇話会委員名簿（任期：平成26年5月27日～平成28年3月31日）

	氏 名	所 属 等	備 考
1	いしまるじゅんこ 石丸純子	学識経験者 女性の大活躍推進佐賀県会議共同代表	会 長
2	もろおか あつこ 諸岡厚子	学識経験者	副会長
3	きのしたひろかず 木下博和	白石町男女共同参画みらいネットの会	前任：久保 茂
4	かたふちな おみ 片淵直美	白石町地域婦人連絡協議会	
5	かわさきとしみつ 川崎敏光	白石町民生児童委員協議会	
6	まえた なおこ 前田直子	佐賀県農業協同組合白石地区中央支所	
7	ひがしまよし え 東島好江	白石町商工会	
8	ひがしまけい こ 東島啓子	白石町人権擁護委員	
9	おがさわら たみよ 小笠原タミヨ	子育てサークルあいあい	
10	まつ おひさこ 松尾久子	学識経験者	
11	こもり や え こ 小森八重子	学識経験者	
12	きむろとも え 木室倫江	一般公募	
13	ベントリー・ピーター	一般公募	
14	うちの さよ こ 内野さよ子	白石町議会文教厚生常任委員長	
15	きしかわ やよい 岸川弥生	白石町保健福祉課職員	前任：堤 正久

3. 用語解説

●男女共同参画社会基本法

「男女共同参画社会の実現を促進するための基本的な法律」で、平成 11 年（1999 年）6 月 23 日に公布・施行された。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

●男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

●セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのことで、セクハラと略され、性暴力の一つである。相手方の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人目にふれる場所へのわいせつな写真やポスターの掲示などが含まれる。また、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることをいう。

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子供が健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。2005 年度（平成 17）から 10 年間の時限立法。

●固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けること。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例であり、こうした考え方を固定的な性別役割分担意識と言う。

●パワー・ハラスメント

一般的には組織において、上司が「職務権限を使って職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、有形無形に部下に圧力を繰り返し、精神的苦痛を与えること」と考えられている。

●育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で平成4年4月1日に施行された。子どもの養育や家族の介護を行う労働者の仕事と家庭の両立を支援することによって、その雇用の継続や福祉を増進するとともに、経済及び社会の発展に資することを目的としている。

●男女雇用機会均等法

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」のこと。昭和60年（1985年）に制定されたが、その後改正され、平成11年（1999年）4月1日に改正男女雇用機会均等法が施行された。男女差別の禁止がよりはっきり打ち出され、事業主に改善を求める制度が強化された一方、深夜業の原則解禁、女性のみ募集の禁止などが盛り込まれた。

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。男女がともに、人生の各段階において、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形で、バランスをとりながら展開できる状態のことをいう。

●家族経営協定

家族経営内において、経営主と配偶者、後継者、その他家族員が自由な意志に基づいて経営のやり方や所得の配分、委譲計画や生活上の諸事項等について取り決めを行うこと。

●ドメスティック・バイオレンス（DV）

日本語に直訳すると「家庭内・家族内の暴力」ですが、一般的にはDVは「夫やパートナーが、妻や恋人に対してふるう暴力」として説明されています。

●DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法、配偶者暴力防止法）で平成14（2002）年4月1日から全面施行された。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図っている。

4. 相談機関

○配偶者暴力相談支援センター

- ・佐賀県婦人相談所

TEL0952-26-1212 ※土・日・祝・年末年始を除く
月～金／8：30～17：15

相談内容：女性の様々な悩み

◎ 緊急保護依頼は 24 時間対応可能

- ・アバンセ女性総合相談…TEL0952-26-0018

火～土／9：00～21：00 日・祝日／9：00～16：30

相談内容：女性の様々な悩み

◆法律相談 第1土、第3木 13：00～16：00（予約制）

◆こころの相談 第2土 14：00～16：00（予約制）

○警察

緊急時は 110 番 または最寄りの警察（白石警察署 TEL0952-84-2021）

警察相談室（警察総合相談窓口）24時間対応

#9110 または TEL0952-26-9110

○法務局

女性の人権ホットライン TEL0570-070-810

子どもの人権 110 番 TEL0120-007-110

○特定非営利活動法人 被害者ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）

TEL0952-41-2535

月～金／10：00～17：00 水のみ／13：00～17：00

○町の相談窓口

白石町企画財政課

地域振興・男女共同参画係 TEL0952-84-7112

※DV 相談会 毎月第2金曜日 / 10：00～16：00

○その他

杵藤保健福祉事務所 TEL0954-22-2104

佐賀県弁護士会（弁護士クイック相談）TEL0952-24-3411

土／13：00～15：30（10分～15分程度）

佐賀県母子福祉センター TEL0952-24-0064

法テラス佐賀 TEL050-3383-5510

佐賀労働基準監督署 TEL0952-32-7133

月～金／9：00～17：00

5. 白石町男女共同参画等に関する懇話会設置要綱

（設置）

第1条 白石町長は、男女共同参画社会の形成の促進等に資するため、白石町男女共同参画等に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 白石町男女共同参画推進プラン（以下「推進プラン」という。）の策定又は見直しに関すること。
- （2） 白石町 DV 被害者支援基本計画（以下「DV 計画」という。）の策定又は見直しに関すること。
- （3） 前2号の計画推進及び進捗状況の管理に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、町民、関係団体、白石町の関係課職員及び学識経験者のうちから町長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2箇年度とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会は、会長が必要に応じて招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 懇話会の委員は、都合により会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。
- 3 会長は、有識者の意見を聴くことが必要と認めるときは、会議に必要な者

の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、企画財政課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

6. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号

同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、

及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に

関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二條 會議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三條 會議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四條 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六條 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七條 會議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 會議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八條 この章に定めるもののほか、會議の組織及び議員その他の職員その他會議に

関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

7. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正：平成一九年七月一日法律第一一三号

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負

傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、そ

の法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (3) 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (4) 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするもの

とする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事

項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるも

のとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- (2) 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- (3) 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- (2) 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。